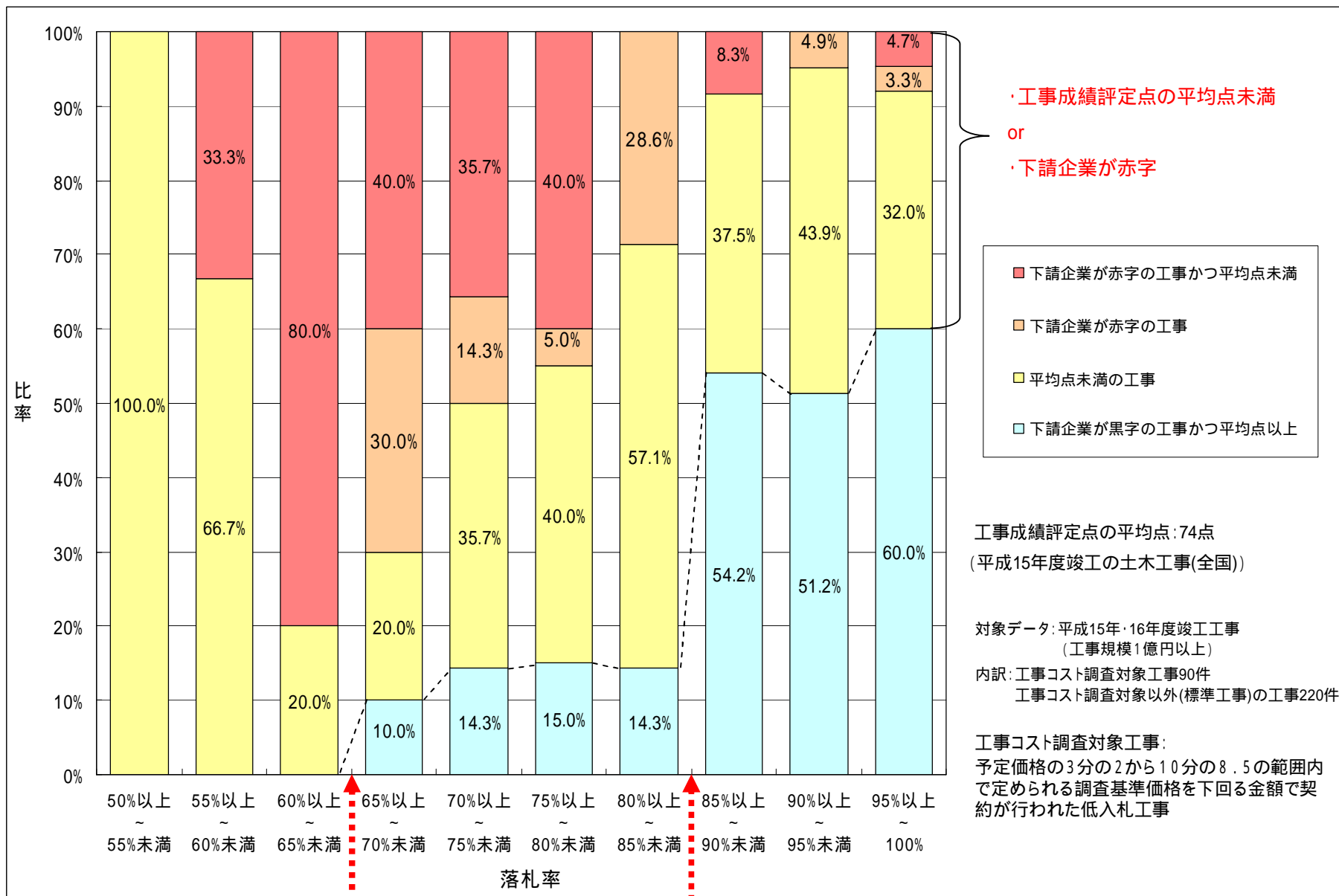


施工体制を確認する総合評価方式 の提案(継続)

1. 落札率と工物品質等との関係

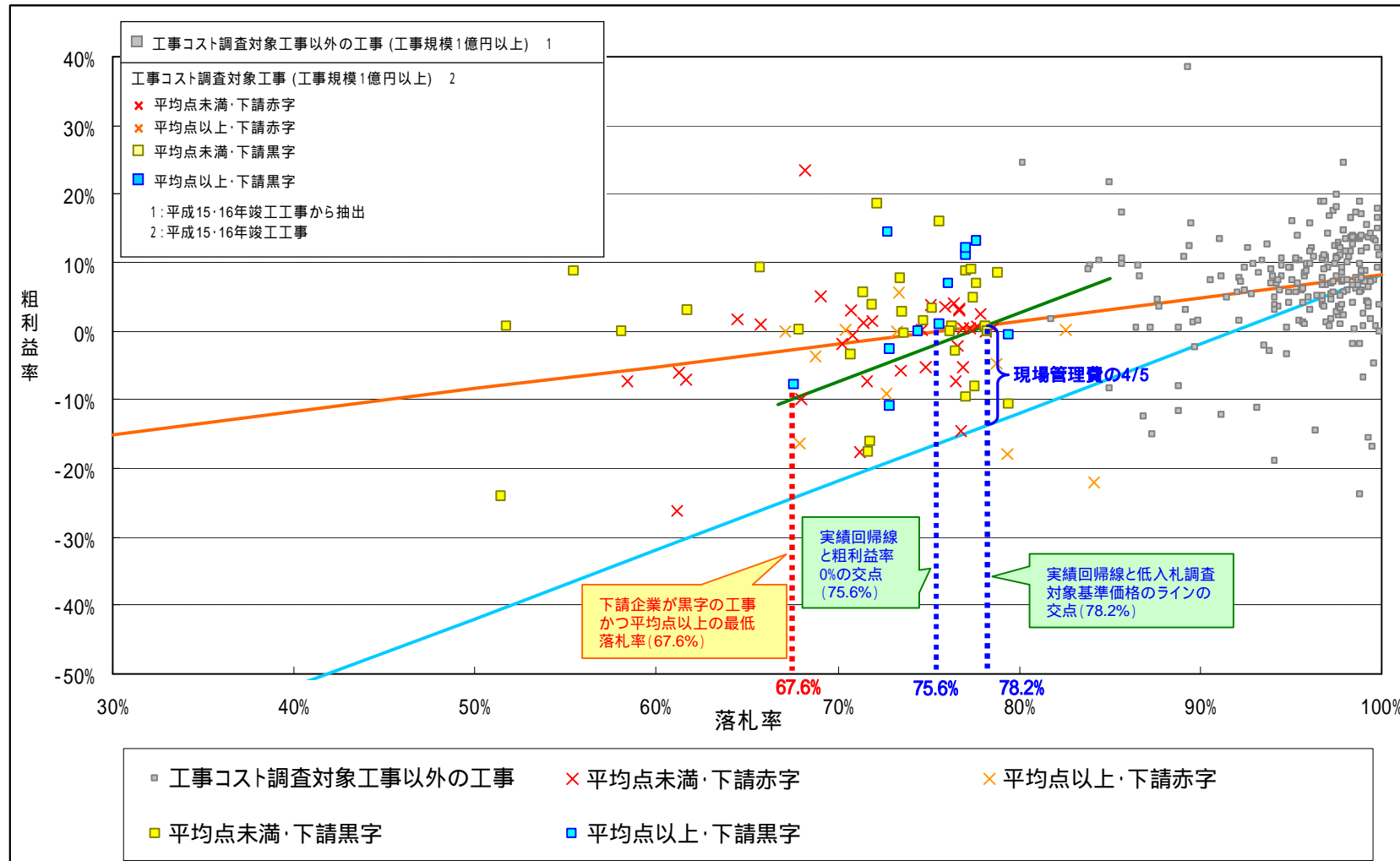


概ね65%未満では、下請企業が黒字の工事かつ平均点以上の工事は無い。

概ね85%未満では、下請企業が黒字の工事かつ平均点以上の工事が大幅に減り、下請企業の赤字が急増する。

図1 落札率と工物品質等との関係(その1)

1. 落札率と工事品質等との関係



— : 工事コスト調査対象工事以外の工事220件 + 工事コスト調査対象工事90件の実績回帰線
 — : 工事原価は変えないで粗利益のみ圧縮して落札した場合
 — : 低入札調査対象基準価格のライン (直工 + 共仮 + 現場の1/5)

工事成績評定点の平均点:74点
 (平成15年度竣工の土木工事(全国))

粗利益率: (請負金額 - 工事原価) / 予定価格

図2 落札率と工事品質等との関係(その2)

2. 施工体制を確認する総合評価方式の制度設計案

表1 施工体制を確認する総合評価方式の制度設計案

	施工体制の評価等	評価方法		技術提案に関する評価方法 (加算点の付与)
		標準点	加算点(満点30点の場合)	
	評価方法	工事費内訳書、提出資料、ヒアリング	提出資料、ヒアリング	技術提案資料、ヒアリング
		(新技術・新工法によるコスト縮減を考慮)		
案 - 1	施工体制の評価を行い、0～30点の加算点を付与。 (標準点は現行どおり100点とする。)	【判断の前提となる基準(例えば応札率65%以上)に該当】 施工体制を技術評価し、標準点100点を付与。 【判断の前提となる基準(例えば応札率65%未満)に該当】 施工体制を技術評価し、技術提案の内容に従った確実な施工が具体的に立証されない限り、最低限の要求要件が満たされないと判断し、標準点を付与しない。 ただし、確実な施工が具体的に立証された場合は、標準点100点を付与。	【判断の前提となる基準(当面、低入札価格調査基準以上)に該当】 施工体制を技術評価し、30点を付与。 【判断の前提となる基準(低入札価格調査基準未満、応札率65%以上)に該当】 施工体制を技術評価し、 ・施工の確実性の説明が妥当であれば、5点を付与。 ・品質確保証明書等により品質確保の実効性が確認できれば、5点を付与。 【判断の前提となる基準(例えば応札率65%未満)に該当】 施工体制を技術評価し、施工体制の確実性が認められない場合は、0点。	施工体制の確保状況に応じ、部分的に付与する。 (例)優:100% 良:50% 可:33%
				100%付与する。
案 - 2	施工体制により標準点を部分的に付与。 (標準点の合計を100点とする。)	【判断の前提となる基準(当面、低入札価格調査基準以上)に該当】 施工体制を技術評価し、標準点80点及び施工体制に係る標準点20点を付与。 【判断の前提となる基準(低入札価格調査基準未満、応札率65%以上)に該当】 施工体制を技術評価し、確実な施工に懸念がある場合、標準点80点のみを付与し、施工体制に係る標準点20点を付与しない。 ただし、確実な施工が具体的に立証される場合は、標準点80点及び施工体制に係る標準点20点を付与。 【判断の前提となる基準(例えば応札率65%未満)に該当】 施工体制を技術評価し、技術提案の内容に従った確実な施工が具体的に立証されない限り、最低限の要求要件が満たされないと判断し、標準点80点及び施工体制に係る標準点20点を付与しない。 ただし、確実な施工が具体的に立証された場合は、標準点80点を付与。	設定しない	施工体制の確保状況に応じ、部分的に付与する。 (例)優:100% 良:50% 可:33%
				100%付与する。
案 - 3	加算点を100点まで拡大。	最低限の要求要件が満たす場合、標準点100点を付与。	設定しない	100%付与する。

3.(1) 施工体制確認の基準の考え方(案-1)

施工体制に係る標準点及び加算点の与え方

予定価格

A価格 これを下回ると、平均的な品質が確保できない工事が急激に増加。

応札率85%

現行の調査基準価格

応札率66.6%

B価格 これを下回ると、平均的な品質が確保できない工事しかない状況。

施工体制を技術評価(提出資料、ヒアリング)し、標準点100点及び加算点30点(簡易型は20点)を付与。

施工体制を技術評価(提出資料、ヒアリング)し、確実な施工に懸念がある場合には、標準点100点のみを付与し、加算点30点(簡易型は20点)を付与しない。

ただし、施工体制、品質確保体制が部分的に確認出来れば、加算点を一部付与。

(低入札調査において、履行の可否を判断。)

施工体制を技術評価し、確実な施工が工事費内訳書や提出資料、ヒアリングにより具体的に立証できない限り、技術提案を認めないものとし、標準点100点を与えない。

ただし、確実な施工が具体的に立証された場合は、標準点100点を付与。

(低入札調査において、履行の可否を判断。)

図3 施工体制確認の基準の考え方(案-1)

3.(2) シミュレーション結果 (案 - 1)

(イメージ図)

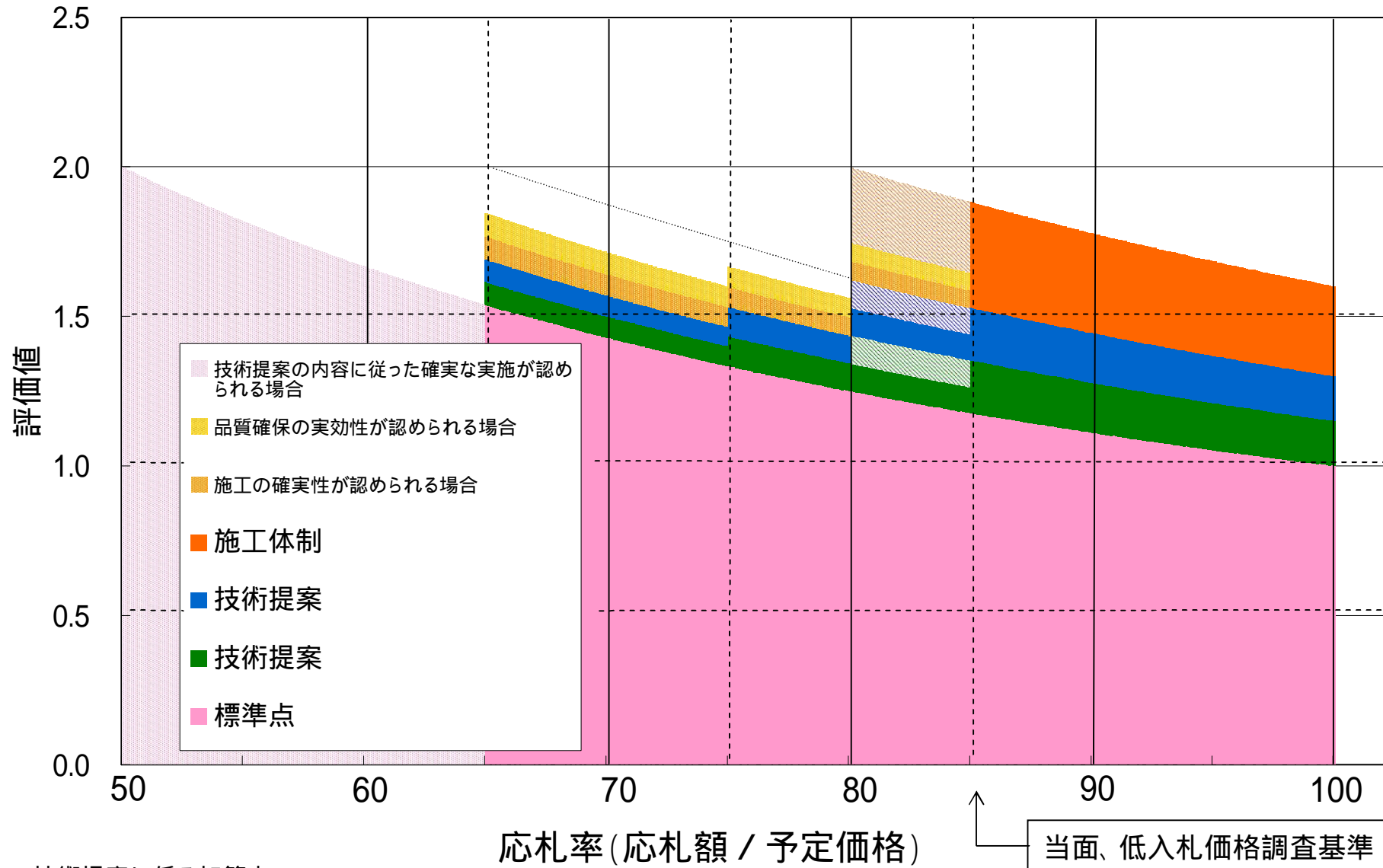
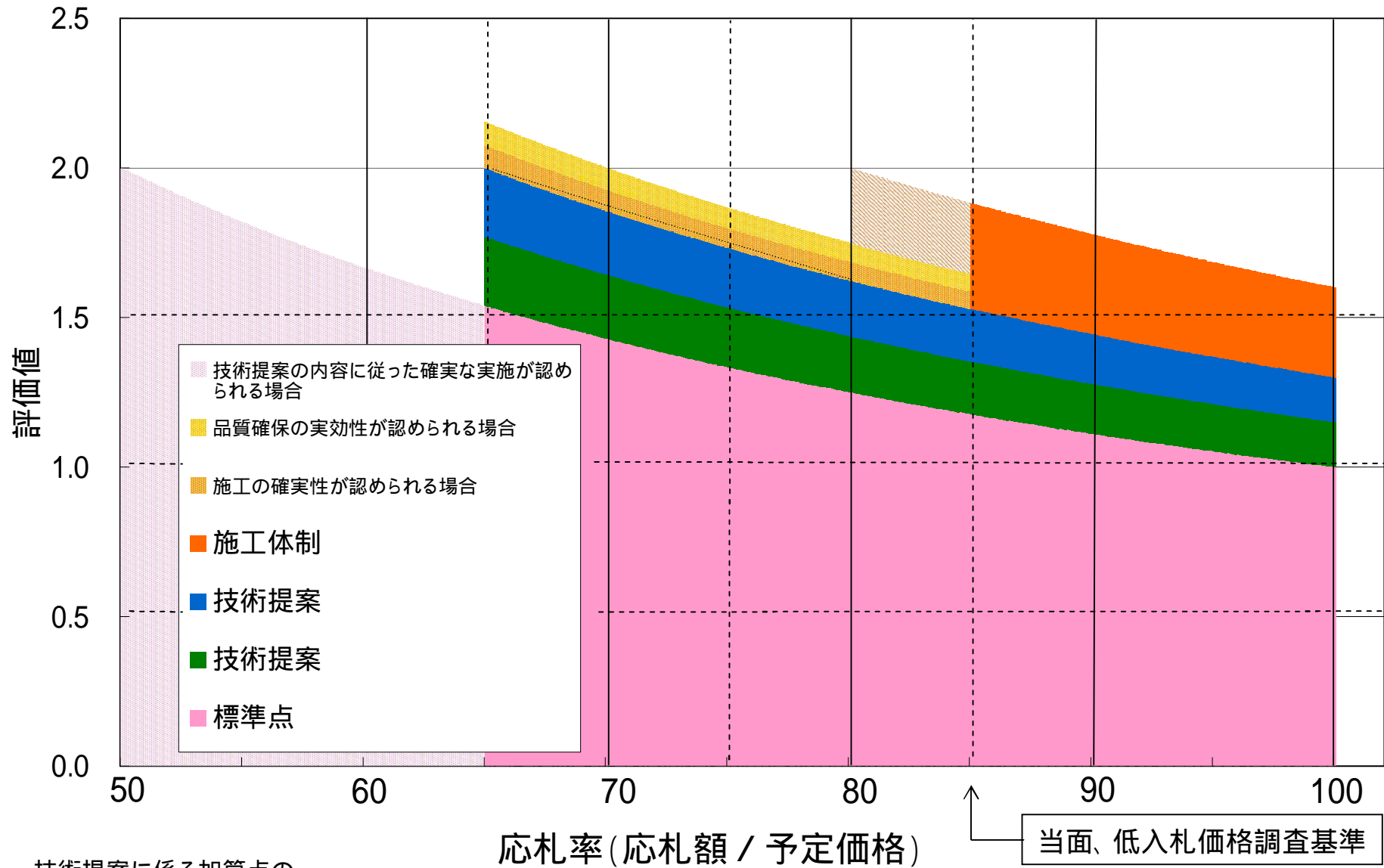


図4 案 - 1 における 応札率 - 最大評価値 の分布(構成別)

3.(2) シミュレーション結果 (案 - 1)

(イメージ図)



技術提案に係る加算点の最大を30点に設定。

図5 案 - 1 における 応札率 - 最大評価値 の分布(構成別)

4.(1) 施工体制確認の基準の考え方(案-2)

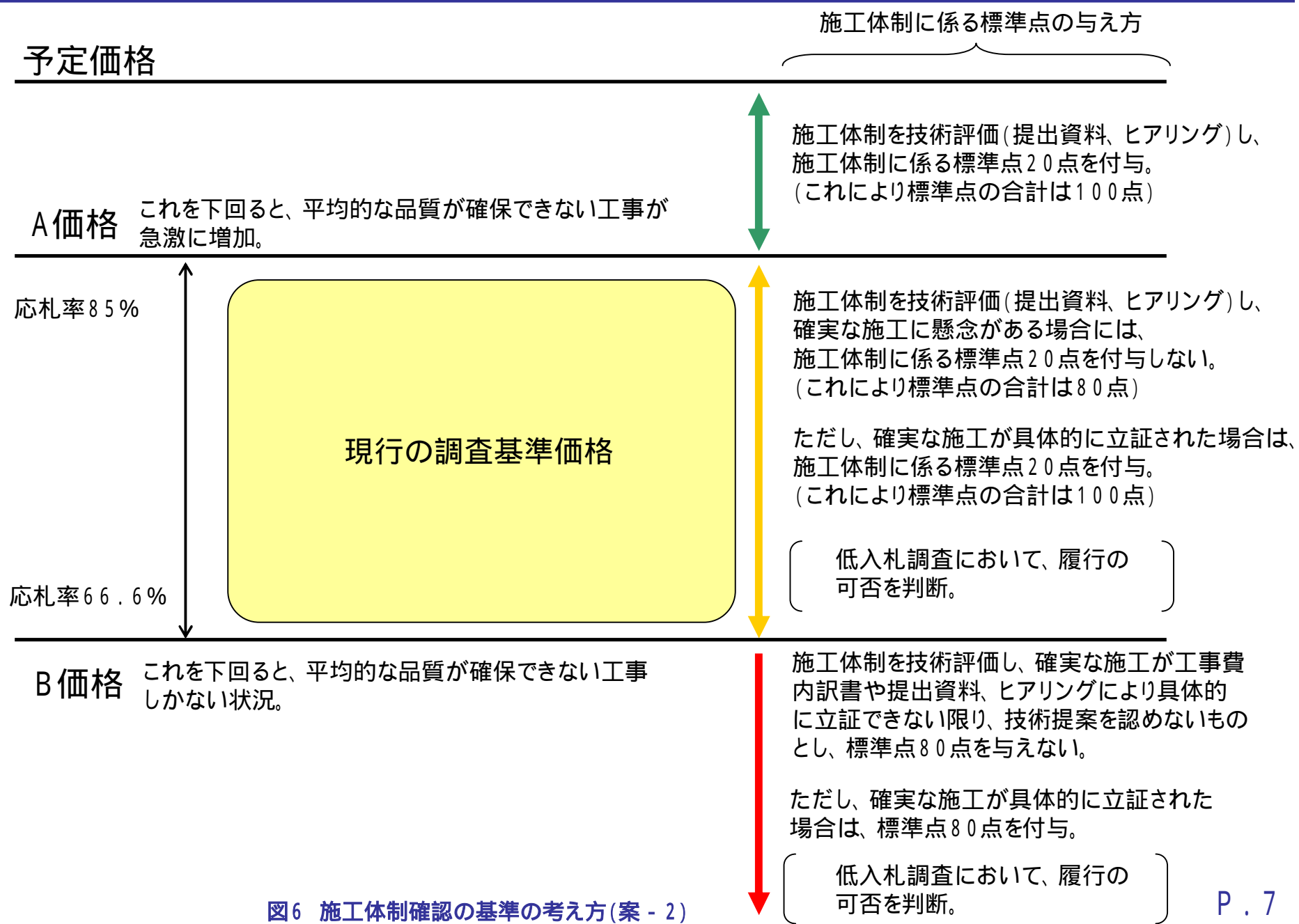


図6 施工体制確認の基準の考え方(案-2)

4.(2) シミュレーション結果 (案 - 2)

(イメージ図)

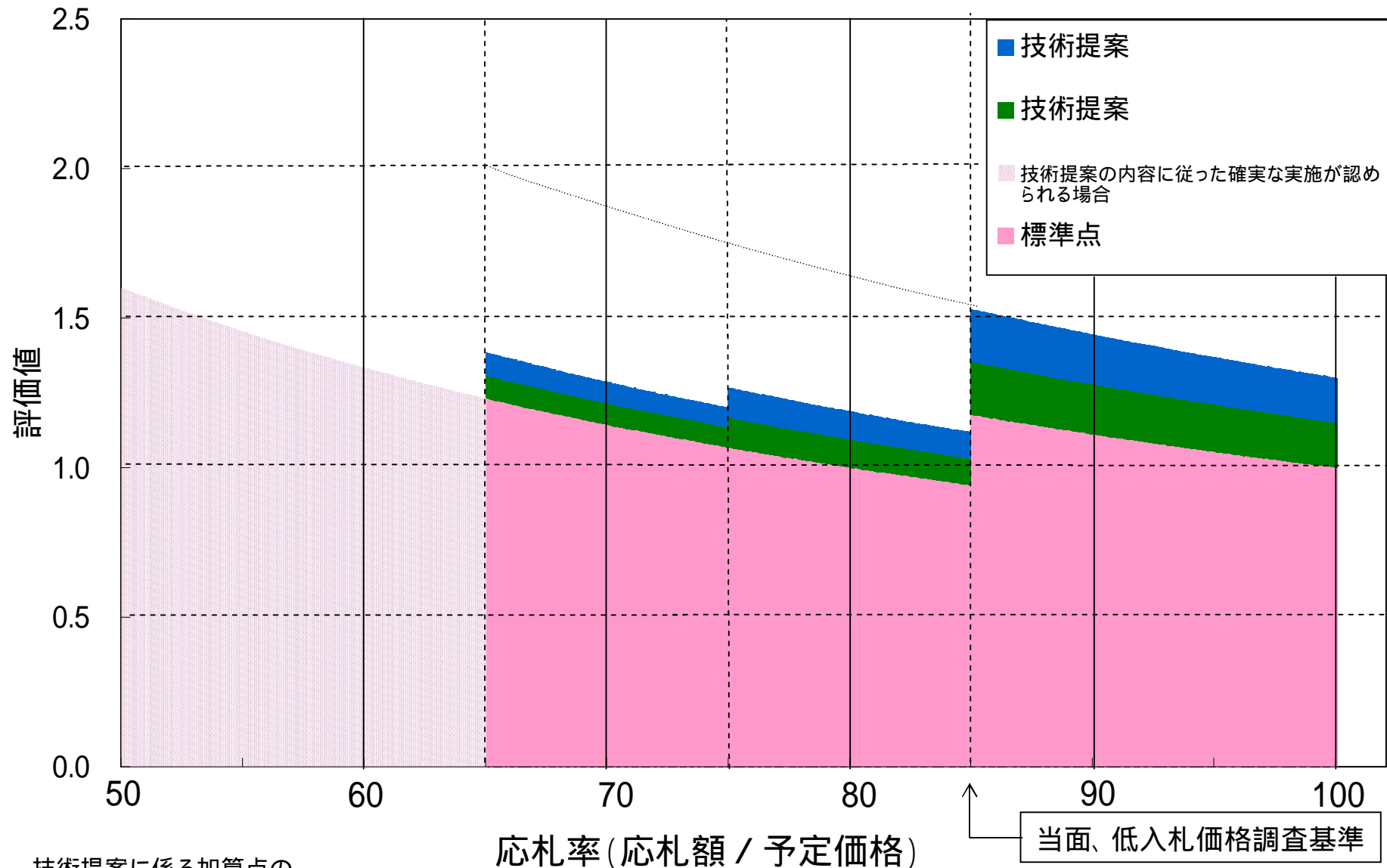


図7 案-2 における 応札率 - 最大評価値 の分布(構成別)

4.(2) シミュレーション結果 (案 - 2)

(イメージ図)

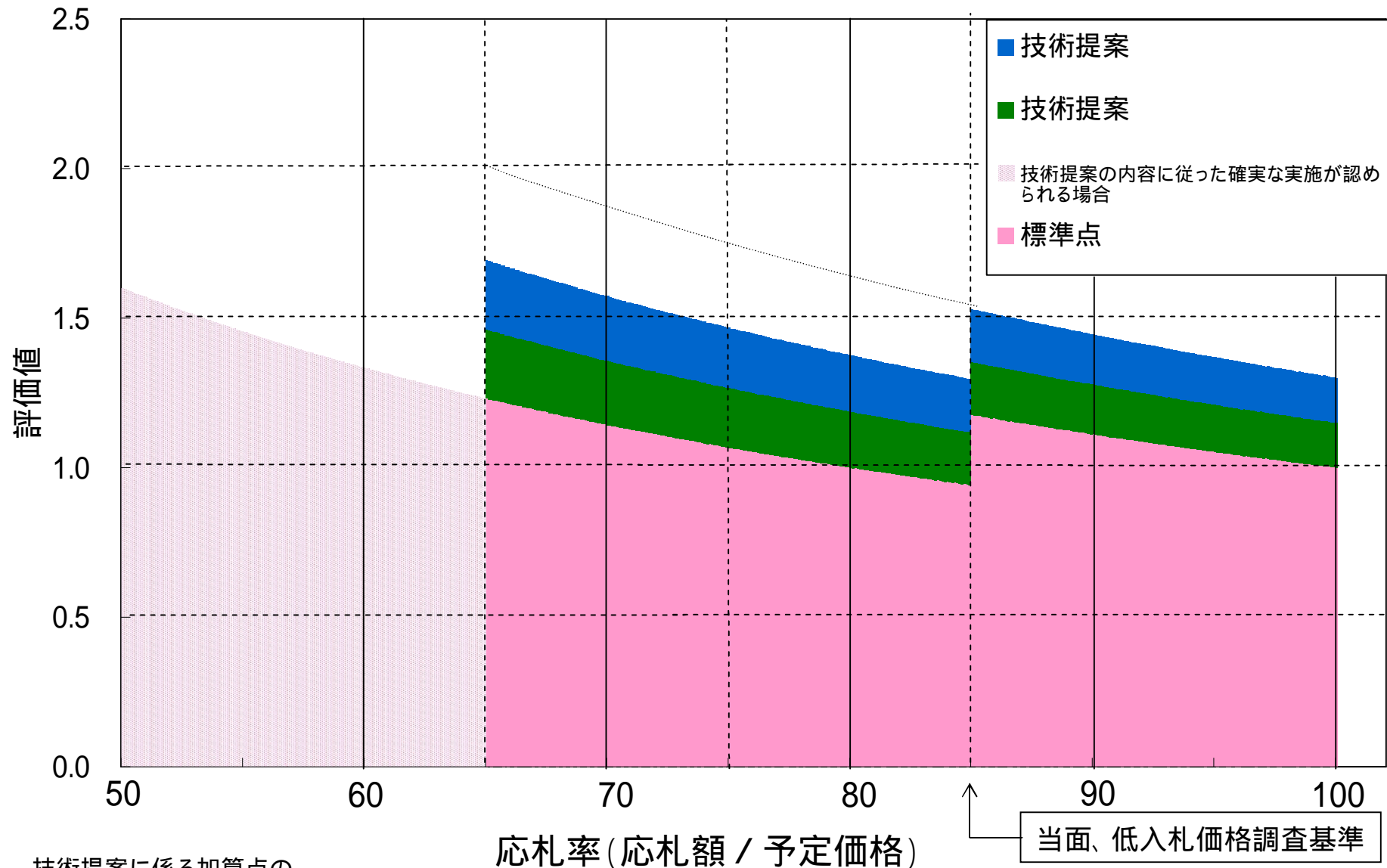


図8 案 - 2 における 応札率 - 最大評価値 の分布(構成別)

5. シミュレーション結果 (案 - 3)

(イメージ図)

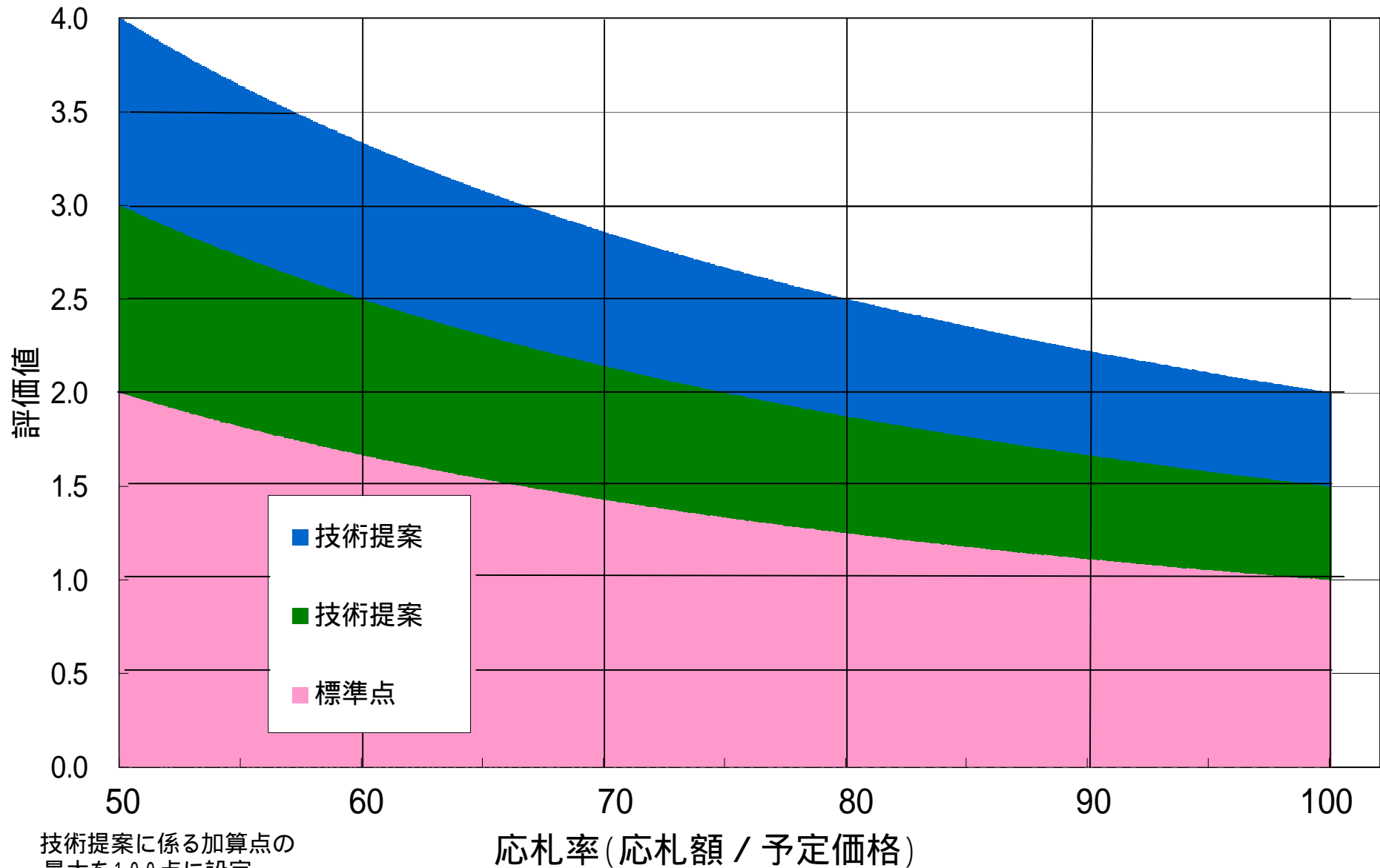


図9 案 - 3における 応札率 - 最大評価値 の分布(構成別)